

岐阜県公報

第千九百八十七号
平成二十年十月三日
(金曜日)

目次

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
公共測量の終了

正 誤

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場の指定管理者の
募集中訂正

(環境生活政策課) 六六一

(商業流通課) 六六一

(用地課) 六六一

(地球環境課) 六六一

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十年九月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人山里文化研究所
- 三 代表者の氏名 清藤 奈津子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市千旦林一五二三番地の二二五
- 五 定款に記載された目的 この法人は、山里文化の再生によつて人と自然とのかわりを取り戻し、持続可能な社会へ舵を取り直すことを社会に啓蒙すること、さらに、美しい景観、森林資源、水資源、食糧などの生きる糧において山里が日本を支えていることを正しく位置づけ、山里を持続させることを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年十月三日から四月間岐阜県産業労働観光部商業

流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年十月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十年九月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ラスパ御嵩 Aゾーン

可児郡御嵩町上恵土字西畑一〇五二番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) アヒタ御嵩店 Aゾーン

(変更後) ラスパ御嵩 Aゾーン

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) ユニー株式会社 外未定

(変更後) ユニー株式会社 外四〇者

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

東海防衛支局

二 作業種類

公共測量(用地実測図作成及び基準点測量)

三 作業期間

平成二十年六月二十六日から
同 年九月十日まで

四 作業地域

各務原市那加楠町、鷺沼三ツ池町及び鷺沼朝日町地内

正 誤

(原稿誤り)

平成二十年九月十七日号外(一) 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場の指定管理

「E 次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当

者の専集二頁上段後から五行目から七行目中 (ア) 商法(明治32年法律第48号)に基

者及びその開始命令がされている者

する者でないこと。

「J 会社整理の申立て又は通告がなされた 中 「E 次の(ア)から(イ)までのいずれかに

該当する者でないこと。」の「同段後から四行目中 「(イ)」は「(ア)」の「同段後から二行

目中 「(イ)」は「(ア)」の「下段前から二行目中 「(イ)」は「(ア)」の「同段後から三行目中

「(イ)」は「(イ)の(イ)」の誤り。

平成二十年十月三日印刷
平成二十年十月三日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む。))